

27川情個第10号
平成27年5月26日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 人見 剛

公文書開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）

平成26年7月29日付け26川幸管第458号で諮問のありました、公文書開示請求に対する拒否処分に係る異議申立ての件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務局情報管理部行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2108

【諮問第253号】

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った不開示処分を取消し、本件開示請求の対象公文書を開示すべきである。

2 開示請求内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成26年6月27日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「川崎市幸区小倉4丁目813番1の街区寸法の入った土地改良確定図の写し」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、対象公文書を幸区役所道路公園センターが保有する「複製（トレース）した川崎市幸区小倉4丁目813番1の街区寸法の入った土地改良確定図（以下「本件対象公文書」という。）」と特定した上で、本件対象公文書は、個人・法人の財産に関する情報であり、当該個人・法人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第8条第1号及び第2号アに規定する不開示情報に該当するとして平成26年7月11日付けで拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、条例第22条第1項の規定に基づき、平成26年7月18日付けで、本件処分の取消し及び本件対象公文書の開示を求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第253号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成26年7月18日付け異議申立書及び同年9月25日付け意見書によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 土地改良確定図によって確定した境界は、法務局に筆界として登録された公の境界であり、所有者間の権利、利害に絡まない法律上の不動の境界を筆界と称するものである。
また、個人、法人等の所有者間の紛争が生じ得る境界とは、筆界以外の所有権境界のことであり、紛争で確定しても所有権境界と筆界の2種類の境界が生まれる。不動産登記上は、この所有権境界と筆界で区画された部分を分筆し、所有権移転することで確定した所有権境界を所有者間の筆界とするものである。
- (2) 土地改良確定図は、各土地の筆界線の位置の確認・検討を行うことができ、筆界の復元のためには重要な資料であることから、関係個人及び法人の権利利益を保護し、無用な争いを避けるためにも公開すべきである。
- (3) 本件対象公文書を不開示としていることは、川崎市が区画整理換地図を公開していることとも矛盾する。また、横浜市では耕地整理換地図が、東京都の各区では土地改良確定図等が情報公開請求を行えば写しの交付が受けられる。
- (4) 川崎市が公の筆界資料である土地改良確定図を保有している以上、法律の上

に成立する行政は法に対し公明正大に対応すべきである。

4 実施機関の主張要旨

平成26年9月5日付け処分理由説明書及び平成27年1月16日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、小倉土地改良事業により農地の区画を整理した際の、川崎市幸区小倉4丁目813番1の土地の周囲の寸法が入った「土地改良区確定図」を、昭和40年代に建設局御幸出張所（当時）の職員が小倉土地改良組合の元役員に依頼し、複製（トレース）したものである。

(2) 不開示とした理由

ア 条例第8条第1号及び第2号アの該当性

本件対象公文書には、道水路及び個々の土地の民々境界位置の寸法や土地の形状が記載されている。これらの情報には、個人及び法人の財産状況に関する情報が含まれることから条例第8条第1号及び第2号アに該当し、個々の土地について関係権利者の権利利益を害するおそれがあると考えられる。

具体的には、小倉土地改良区は換地後に小倉土地改良組合が保管する土地改良区確定図に基づき登記がなされ、筆界が決まっている。しかし、本件対象公文書は小倉土地改良組合が保有する土地改良区確定図を複製（トレース）したものであり、原本と相違が無いとはいえず、これに基づいて筆界を主張されると、土地の境界に影響を与えるおそれがあることから、個人及び法人の権利利益を害するおそれがある情報として条例第8条第1号及び第2号アに該当し不開示としたものである。

イ 他都市の状況

異議申立人は、横浜市や東京都の各区では土地改良確定図等が情報公開請求を行えば写しの交付が受けられると主張するが、複製（トレース）した土地改良確定図等は世田谷区や渋谷区などでは非公開としている。

5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書の「個人に関する情報」（条例第8条第1号）該当性

本件対象公文書は、土地改良事業の対象となった特定の土地の地番、位置、形状及び周囲の寸法を記録した図面であるので、そこに記載された土地の所有者の財産に関する情報であるということができ、当該土地所有者が個人である場合、その「個人に関する情報」に該当する。もっとも、本件対象公文書それ自体には個人が特定される情報は含まれていないが、何人も請求することができる不動産登記法上の登記記録の情報（不動産登記法第119条）と照合することにより、当該土地の所有者を特定することは可能であるので、本件対象公文書には、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（条例第8条第

1号)が記録されているといえる。

(2) 本件対象公文書の、開示すべき「個人に関する情報」(条例第8条第1号ア) 該当性

「個人に関する情報」であっても、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、開示されるべきことになる(条例第8条第1号ア)。

まず、本件対象公文書に記載されている各筆の土地の地番、位置及び形状は、何人も手数料を納付して閲覧し、写しの交付を受けることができる(不動産登記法第120条)不動産登記法上の「地図」ないし「地図に準ずる図面」(同法第14条)に記載されている情報と(実際に一致しているか否かはともかく)性質上共通のものであり、条例第8条第1号アに該当すると解されるべきである。

次に、本審査会が調査した川崎市幸区小倉4丁目813番1の上記「地図に準ずる図面」には記載されていない当該土地の周囲の寸法について検討する。不動産登記法によれば、土地の表題登記、地積に関する変更・更正登記、分筆登記の際には、添付情報として地積測量図(不動産登記令第2条第3号)を登記所に提供しなければならず(同令第7条、別表4・6・8・11項の添付情報欄)、同図も一般の閲覧・写しの交付請求の対象となっている(同法第121条第1項及び第2項、同令第21条第1項)。そして、地積測量図には「筆界点間の距離」が記録されなければならず(不動産登記規則第77条第1項第6号)、その結果、地積測量図には土地の周囲の寸法が表記されることになる。したがって、現在登記されている全ての土地について地積測量図が存在しているわけではないとしても、不動産登記法上、一筆の土地の周囲の寸法は一般に公にされることが予定されているものといえる。

しかも、実施機関の説明によれば、川崎市においても、土地改良確定図と同質の土地区画整理確定図については、当該区画整理事業が市施行の場合には、当該土地の周囲の寸法が記載された土地区画整理確定図を一般の閲覧及び複写に供している。また、実施機関の調査によれば、近隣自治体においては、①自治体施行の事業に限定することなく民間施行の耕地整理確定図であっても、オリジナルの図面ないし複写(コピー)された図面に限ってはああるが、インターネットを通じて一般に公開している例、②民間施行の事業に係るものであっても、同種図面を複写(コピー)したものを開示している例、③自治体で作成したオリジナルの図面は開示しているが、複製(トレース)したものは不開示としている例がある。

以上の事情を総合考慮すると、複製(トレース)された土地改良確定図について、情報公開に係る諸制度上の取扱いとして確たるものがあるとは言いがたい面があるものの、そこに記録された情報は、不動産登記法に基づいて一般の閲覧・写しの交付の対象となる地積測量図の情報と(同一のものとはいえないとしても)性質上共通のものであり、かつ川崎市を含む各地の地方公共団体において実際に公開されている同種の図面の情報とやはり共通する性質のものである。したがって、本件対象公文書中の個人の土地に関する情報は、条例の解釈上、条例第8条第1号アにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすること

が予定されている情報」に当たると解すべきである。

(3) 本件対象公文書の「法人等に関する情報」(条例第8条第2号ア)該当性

本件対象公文書に記載されている土地の所有者に法人ないし事業を営む個人(当該土地を事業の用に供している場合)が含まれているとき、それは個人に関する情報ではなく、法人等に関する情報にあたる。そして、土地の地番、位置、形状及び周囲の寸法の情報が明らかになることによって、当該土地を所有する法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益」が害されるおそれがあるとは、にわかには考えられない。むしろ、前述したように、これらの情報は、法令上公にすることが予定されている情報であるというべきであるから、これらの情報が公になることによって仮に法人等が不利益を受けることがあるとしても、それは、当該法人等の権利や正当な利益を害するものとはいえない。

したがって、本件対象公文書に記載されている上記の諸情報は、不開示事由たる法人等に関する情報であって「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(条例第8条第2号ア)に該当するとはいえない。

(4) 本件対象公文書の情報に真否の疑いがあるという事情

実施機関は、本件対象公文書は、複製(トレース)されたもので、原本と相違があり得、そのことが原因となって私人間の土地をめぐる紛争が生ずるおそれがあることも不開示の理由としていることが窺われる。

しかし、情報公開制度一般において、そして条例においても、公文書の情報内容の真否は、開示・不開示の基準とはなり得ない。ただ、例えば、真実とは異なる情報を含む公文書が開示されることによって個人の権利利益を害するおそれがある場合には当該情報を不開示とすることができると解され(条例第8条第1号)、公務員の氏名が冒用された明白な虚偽情報について、個人情報に該当することを理由に不開示とした裁判例もある(東京地判平成9年9月25日判時1630号44頁)。もっとも、本件対象公文書の情報については、それが真実と異なることが明らかであるわけではなく、真性に疑いを挟む積極的な証拠があるわけでもなく、単に人手によって複製(トレース)された図面であることから誤記の可能性もあるということが実施機関によって主張されているのみである。その上、開示の結果生じうる事態も、個人の権利利益が具体的に害されるおそれがある、というのではなく、単に私人間の紛争が生ずる可能性があるといった程度のものである。しかも、そうした紛争は、仮にそれが生じたとしても、それ自体は個人の権利利益の侵害とは言えない。

以上のことから、本件対象公文書の情報の真否に疑義があり、これが原因となって私人間の紛争が生ずるおそれがあるとしても、本件対象公文書を開示しない理由とはならないというべきである。

(5) 結論

以上から、本件対象公文書は、条例第8条第1号及び第2号アには該当せず、開示されるべきである。

以上の次第で、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 大 関 亮 子

委員 早 川 和 宏

委員 人 見 剛

委員 葭 葉 裕 子